

県民総参加のSDGs普及啓発 事業費補助金のお知らせ



県内でのSDGsの普及啓発をさらに推進するため、各団体が実施する **SDGs の普及啓発事業**について、経費の一部を補助します。

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

県内でのSDGs普及啓発を支援します。

補助対象団体	補助限度額	補助率	補助対象経費
・市町村(ただし、市町村間で連携する場合に限る)	500千円	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金(講師、コーディネーター等への謝金に限る) ・旅費(講師、コーディネーター等への費用弁償に限る) ・消耗品費 ・印刷製本費等 ・通信運搬費 ・保険料等 ・使用料及び賃借料 ・委託料 ・その他知事が必要と認めた経費 ※飲食費、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は補助対象外です。
・県内に活動拠点をもち、県内で活動する営利・非営利団体(政治活動・宗教活動を主たる目的としている団体を除く) ・県内に所在する大学、短期大学、専修学校	100千円		

○補助対象事業は県内において**SDGsの普及啓発を図る事業**とします。(団体が既に実施したことのあるSDGsの取組みや、営利を目的とする事業は補助対象外です。)

○事業の実施期間は、**交付決定日から令和7年2月末日までに完了**する事業とします。

○補助金の支払いは、原則として、補助対象経費の支出確認後になりますので、先に資金手当てが必要です。

○補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

○県のHPやイベント時にPRするため、実績報告の際に本事業の実施時の写真等を提供いただきます。

申請方法(申請前に事前協議をお願いします)

次の申請書類を作成のうえ、下記申請先へメール又は郵送により提出してください。

- 申請書類
 - 補助金交付申請書(様式第1号)
 - 事業計画書(様式第2号)
 - 収支予算書(様式第3号)
 - その他参考となる資料

※申請様式は県の成長戦略室のホームページからダウンロードできます。

事業について審査の上、補助事業を決定します。

○募集期間 令和6年5月17日(金)から令和6年12月13日(金)まで

※予算額に達した時点で募集を終了します。

申請・お問合せはこちらまで

富山県知事政策局成長戦略室戦略企画課
(〒930-8501 住所不要)
TEL:076-444-9609
FAX:076-444-3473
E-mail: aseichosenryaku@pref.toyama.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【補助金活用】※企業・団体等の事業

例1: SDGs を推進する企業・団体が県民向けにイベントを新たに開催

- ・SDGs に取り組む複数の企業等が連携し、広く一般県民を対象に、SDGs を理解するためのブース展示を開催。

補助対象経費

- ・ 会場代
- ・ ブース設置代
- ・ チラシ代 等

例2: 企業・団体が SDGs について学び、地域等に発信

- ・SDGs 勉強会を開催し、SDGs について学ぶとともに、学んだことを地域の皆さんに普及するワークショップを開催。SDGs について団体 HP で発信。

補助対象経費

- ・ 勉強会講師謝礼
- ・ ワークショップ会場代
- ・ HP 改修にかかる経費 (SDGs 普及にかかる部分) 等

例3: SDGs を学ぶ「サルベージ・パーティ」を開催

- ・食品ロス削減のアクションとして「サルベージ・パーティ」を開催し、SDGs のゴール 12 を中心に SDGs について学ぶ。

補助対象経費

- ・ 会場代
- ・ 講師謝礼
- ・ チラシ代 等

【留意事項】

- ・ 『SDGs を普及啓発するために活用できる補助金』です。実施する事業が SDGs に関連するだけでは、補助の対象とはなりません。
- ・ SDGs について関係者が勉強するための経費は対象とはなりません。勉強した後、SDGs を普及啓発するための取組みを行う場合は対象となります。

※正式申請前に必ず事前協議を行ってください。